



青少年育成志津地区民会議

地域の子供は地域で守り育てる

令和3年度

総会 議案書

日時 令和3年5月15日(土) 19時から

場所 志津まちづくりセンター

1. 会長あいさつ

2. 役員紹介

3. 議事

第1号議案 令和2年度事業報告について

第2号議案 令和2年度決算報告、監査報告について

第3号議案 令和3年度役員について

第4号議案 令和3年度事業計画（案）、会計予算（案）について

第5号議案 規約追加（案）について

4. 部会開催

【第1号議案】令和2年度事業報告

(1) 令和2年度活動実績報告

令和2年度は本部役員体制を一新し、これまで培って来ていただいた青少年育成活動をさらに地域に浸透させるべくスタートいたしました。

しかし、新型コロナウイルス対応による相次ぐ事業の中止により、本来のコミュニティ醸成に欠かせない各種イベントへの参画だけでなく、各部会会議をはじめとした日頃の活動のほとんどが実施できない一年間でした。

そのような状況下で重点的に取り組んだことは、地域への情報発信体制の強化として、多世代にわたる青少年育成活動への理解を深めるため、ホームページの新設と写真を多用した広報紙「わんぱく」のデザインリニューアル、さらには多くの方に視覚的に活動を認知していただくためのロゴマークの採用と「みまもりベスト」の試験導入を行いました。

ホームページにおいては年2回の広報紙発行を補うとともに、動画や画像にてより多くの情報量を発信・蓄積でき、さらにはSNSと連携することでリアルタイムなニュースを伝えることが可能になりました。

令和2年度より青少年育成志津地区民会議の育成活動部会に移管したわんぱく協働合校についても同様の活動環境下ではありましたが、応募した子どもスタッフを中心に、志津ミステリー探検をはじめ環境会議での活動発表など、コロナ禍における対策手法も取り入れながら無事スケジュールをこなすことができました。

また志津まちづくり協議会と連携し、ふれあい広場では子どもたちによるステージ幕制作やホームページ運営ノウハウを活用したステージイベントのオンライン中継など、一層の地域密着活動への挑戦を通して、これからの新しい生活様式にマッチした育成活動の取り組みへと繋げて参りました。

(2) 活動実績

本部・市民会議関係

事業名	実施日	内 容	場 所	備考
新入学児童あて 文房具セット配布	4月9日 (火)	あいさつ運動啓發文房具セットを配布	志津小学校	市民 会議
理 事 会	6月11日 (木)	1. 令和元年度事業報告、決算報告、 監査報告について 2. 令和2年度役員について 3. 令和2年度事業計画案、予算案について	志津 まちづくり センター	地区民 会議
総 会	6月20日 (土)	同上	志津 まちづくり センター	地区民 会議
青少年の非行被害 防止強調月間	7月1日～ 7月31日	街頭啓発2日とも中止		市民 会議
第36回 草津市青少年の 主張発表大会	7月5日 (日)	中止		市民 会議
子ども若者育成 支援強調月間	11月1日～ 11月30日	街頭啓発2日とも中止		市民 会議
草津市青少年 育成大会	11月29日 (日)	市民会議会長表彰 (育成功労者表彰：我孫子 博さん) あいさつ運動優秀作品表彰 講演 木原雅子氏	草津市 サンサン ホール	市民 会議
青少年問題を みんなでトーク 第15回	12月13日 (日)	講演「児童生徒の今日的課題から子供の 心の内側を考える」 講師 新堂中学校教頭 北村先生	草津市役所	市民 会議

※他、月例会議として地区民会議本部会議を開催

育成活動部会

事業名	実施日	内 容	場所
みまもり パトロールの 実施	8/6 (木) 8/8 (土) 8/10(月祝)	・役員 地区内パトロール 午後7時から1時間程度、学区内のコンビニ、公園など ・みまもり委員 居住地域や立ち寄り先中心	志津 地区内
志津小学校 あいさつ運動	10/9、11/6 12/4、2/5	志津小PTA・先生、地域の方々によるあいさつ運動を展開 (金曜日 全4回)	志津小周辺 通学路
高穂中学校 あいさつ運動	11/10、 12/1、 1/12、2/2	高穂中PTA・先生、地域の方々によるあいさつ運動を展開 (火曜日 全4回)	高穂中周辺 通学路
みまもり パトロールの 実施	12/11 (金) 12/19 (土) 12/27 (日)	・役員 地区内パトロール 午後7時から1時間程度、学区内のコンビニ、公園など ・みまもり委員 居住地域や立ち寄り先中心	志津地区内
あいさつ運動 啓発作品表彰	12月	市民会議募集の「あいさつ運動啓発作品」より 志津学区の応募作品に絞り込んで表彰	志津小学校 高穂中学校
こころざし セミナー助成	3月2日 (火)	すこやかセミナー事業開催中止判断により 志津小学校創立記念集会へ助成 「ようこそ先輩！」志津小学校卒業生の講和 講師：藤原考輝さん（東京五輪出場を目指し猛練習中）	志津小学校 体育館

広報部会

事業名	発行日	内 容	備考
広報 「わんぱく」 65号	10月1日	会長挨拶・役員紹介・志津けん玉広場紹介 みまもり活動紹介・ロゴマーク、ホームページ開設周知	全戸 各施設配布 4,400部
広報 「わんぱく」 66号	3月1日	ふれあい広場レポート・みまもり活動紹介 青少年育成大会紹介・志津あいさつ運動啓発作品表彰作品紹介 ・わんぱく協働合校活動紹介	全戸 各施設配布 4,400部
市民会議 広報紙 「若麦」編集 会議	年2回	「若麦」の企画、取材、編集、校正など (書面による編集会議)	

わんぱく協働合校

事業名	月日	内 容	備考
志津まち探検 (SMT)	10月24日 (土)	「志津歴史ミステリー」 クスノキ・竹林・山の神のミステリー	志津小学校 青地町
志津ふれあい 広場	11月8日 (日)	ツイストパンづくり、こどもエコクラブ交流会内での 壁新聞発表（オンライン参加）	ロクハ公園
ミニ クリスマス会	12月12日 (土)	参加者20人	まちづくり センター

※他、上記事業の立案・準備のため「わんぱく協働合校企画委員会」を4回開催

【第3号議案】令和3年度役員承認について（案）

令和3年度 青少年育成志津地区民会議 名簿

※個人情報につき取扱注意

順不同、敬称略

<役員>

	役職名	氏名	備考
1	会長	服部 利比郎	市民会議運営委員、まち協参与/教育・文化部副部長
2	副会長	寺尾 信一	まち協教育・文化部長
3	副会長	宮城 成和	わんぱく協働合校担当
4	副会長	白杵 照代	志津地区更生保護女性会会長、まち協理事
5	副会長	木村 良一郎	志津小学校PTA会長
6	副会長	杉本 由有子	高穂中学校PTA会長
7	理事	宇野 敬造	志津社会福祉協議会会長
8	理事	宇野 敬造	志津学区補導委員会代表幹事、まち協防災・防犯・交通部副部長
9	理事	中村 真理子	志津小学校校長
10	理事	姫野 健	高穂中学校校長
11	理事	奥村 弘	志津地区体育振興会会長、まち協理事
12	理事	寺尾 孝男	民生委員児童委員、ボーイスカウト草津第1団委員長
13	理事	角 明美	志津こども園園長
14	理事	吉田 竜宇	志津保育園園長
15	理事	上田 陽子	さくら坂こども園園長
16	理事	村谷 浩司	あおじ保育園園長
17	理事	田中 衛	志津交番所長
18	理事	田淵 翔司	育成活動部会部会長、まち協理事、市民会議
19	理事	城田 明彦	育成活動部会副部会長
20	理事	竹村 勇祐	広報部会部会長、市民会議
21	事務局長	土橋 裕司	
22	事務局次長	山本 直樹	会計
23	監事	杉田 ひとみ	
24	監事	我孫子 博	
25	顧問	奥村 次一	前会長、まち協会長
26	顧問	奥村 芳正	元会長、教育振興会会長、まち協参与

<部会員（推進委員）>：規約第9条(3)会長が委嘱する部会員

※個人情報につき取扱注意

順不同、敬称略

	部 会	氏 名	所 属
27	育成活動部会（わんぱく協働合校 企画委員長）	宮城 成和	企画委員長
28	育成活動部会（わんぱく協働合校企画委員）	山本 清子	民生委員児童委員
29	育成活動部会（わんぱく協働合校企画委員）	田淵 進	民生委員児童委員
30	育成活動部会（わんぱく協働合校企画委員）	宇野 裕美	志津小学校PTA副会長
31	育成活動部会（わんぱく協働合校企画委員）	大原 利幸	志津小学校先生
32	育成活動部会（わんぱく協働合校企画委員）	宮城 詠子	ボランティア
33	育成活動部会（わんぱく協働合校企画委員）	石松 恒人	ボランティア
34	育成活動部会（わんぱく協働合校企画委員）	浅田 昂人	ボランティア
35	育成活動部会（わんぱく協働合校企画委員）	古川 佑真	ボランティア
36	育成活動部会（わんぱく協働合校企画委員）	山本 龍成	ボランティア
37	広報部会	西垣 和美	更生保護女性会、まち協参与
38	広報部会	小倉 とみ子	民生委員児童委員
39	広報部会	後藤 成子	民生委員児童委員
40	育成活動部会(企画運営委員)	寺尾 孝男	民生委員児童委員、ボートカブ草津第1団委員長
41	育成活動部会(企画運営委員)	政川 純子	BBS会、まち協事務局長
42	育成活動部会(企画運営委員)	井上 寿一	志津学区少年補導委員会
43	育成活動部会(企画運営委員)	山崎 雪江	高穂中学校PTA
44	育成活動部会(企画運営委員)	杉本 由有子	高穂中学校PTA
45	広報部会	中谷 千登勢	高穂中学校PTA
46	広報部会	影井 由美子	志津小学校PTA
47	広報部会	田原 有美	志津小学校PTA
48	育成活動部会(企画運営委員)	近藤 亜紀代	志津小学校PTA
49	育成活動部会(企画運営委員)	奥村 夕佳	志津小学校PTA
50	育成活動部会(企画運営委員)	白石 真由	志津小学校PTA
51	育成活動部会(企画運営委員)	東谷 寿美子	志津小学校PTA
52	育成活動部会(企画運営委員)	奥村 真緯	志津小学校PTA
53	育成活動部会(企画運営委員)	寺嶋 千賀子	志津小学校PTA
54	育成活動部会（みまもり委員）	尾上 新一	馬場町町内会
55	育成活動部会（みまもり委員）	奥村 吉明	山寺町町内会
56	育成活動部会（みまもり委員）	山口 隆	山寺新田町内会
57	育成活動部会（みまもり委員）	孫 自莉	笠井町町内会
58	育成活動部会（みまもり委員）	森 崇真	山寺大空町内会
59	育成活動部会（みまもり委員）	井上 教真	岡本町町内会
60	育成活動部会（みまもり委員）	宇野 秀樹	青地第1町内会
61	育成活動部会（みまもり委員）	川村 晃雄	青地第2町内会
62	育成活動部会（みまもり委員）	川原田 雅志	追分町内会
63	育成活動部会（みまもり委員）	乗峰 智明	上尾町内会
64	育成活動部会（みまもり委員）	福島 溪史	エメラルドマンション草津青地自治会
65	育成活動部会（みまもり委員）	吉元 隆弥	ウハタウン自治会

※わんぱく協働合校については、上記企画委員以外に、別途有志にて委員会を構成する

【第4号議案】令和3年度事業計画

①令和3年度活動方針

引き続きコロナ禍の影響を受けると予想される令和3年度は、持続可能な育成活動の確立をめざし、より一層の地域連携と情報発信を重点的に活動します。

地域連携については、学区内の小中学校や各種団体の協力を得ながら、地域の誰もが「できることをできる範囲で」をキーワードに、子どもの「みまもり」をはじめとした育成活動にさらに参画いただけるよう、志津地区民会議独自のイベント企画を通して啓発活動の推進を行ってまいります。

子どもが主体となった活動で認知されている「わんぱく協働合校」では、子どもだけでなく保護者も楽しく参加できる企画を取り入れ、自然や歴史を学びながら“個の自信”、“地域愛”の醸成に繋げていきます。

令和3年度実施予定の「志津こども安心プロジェクト（AKARIプロジェクト）」※1は地域の住民をはじめ、企業などとも連携しながら、地域総ぐるみのみまもり啓発として、志津の新たな文化創出を目指し活動をスタートさせます。

また、小中学校のICT教育に代表されるデジタル時代において、子どもの非行や犯罪の未然防止は、これまでの手法だけでは対応できないのが現状です。

目に見えない課題にも大人がしっかり目を向け、時代に即した育成活動のあるべき姿を本部役員はもちろん、地域の多くの方が考える機会を作っていきたいと考えています。

重点目標

- ①地域に対して育成活動の認知強化を図る → 広報活動の強化
- ②地域での子どもたちの居場所づくりの推進 → わんぱく協働合校、志津寺子屋支援
- ③地域における育成活動団体への支援 → 団体や活動に対する支援を通し地域をあげた活動へと繋げる
- ④青少年の非行・被害未然防止活動の推進 → 広報による情報発信、パトロール等
- ⑤持続可能な組織体制の確立 → まちづくり協議会との連携をはじめとする地域各種団体との連携

各部会の事業計画と組織体制

■広報部会

①広報紙「わんぱく」の発行（年2回）による情報発信

- ・地域の青少年育成に関する取り組み等の取材
- ・市民会議広報紙「若麦」の企画編集、発行協力

②インターネットを活用した情報発信

- ・広報紙を補完した情報のリアルタイム発信
- ・ホームページの運営による効率的な青少年育成事業の周知

■育成活動部会

①わんぱく協働合校事業

- ・志津まち探検&環境学習（年2回）
- ・わんぱく宿泊体験
- ・ふれあい広場

②啓発イベント企画開催

- ・志津こども安心プロジェクト(AKARIプロジェクト)※1

<AKARIプロジェクトとは>

志津の「竹」を用い、志津の「人」が造り出す竹灯籠を「志津のみまもり」のシンボルとする。竹灯籠を設置してもらう事で活動への協力を得るとともに、地区民会議の活動を地域の方々に広く認知していただく。

👉地域資源を活用した竹灯籠制作を通して、地域総ぐるみのみまもり啓発

③各種団体、活動への支援事業

- ・各種団体への助成ならびに活動支援

④非行・被害未然防止活動

- ・あいさつ運動、みまもりパトロールの地域啓発推進

⑤地域、小中学校、PTA 事業との連携

- ・すこやかセミナー開催（青少年単独、小中学校連携）

⑥草津市青少年育成市民会議への参加

【第4号議案】令和3年度会計予算案

【収入の部】		単位：円)		
科目	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額	備考	
会費	164,550	221,000	町内会・自治会1戸50円 136,000円、個人・法人賛助金 70,000円、参加費 15,000円	
助成費	218,344	286,000	まちづくり協議会 交付金 286,000円	
雑収入	5,004	0		
繰越金	302,054	193,687	前年度繰越金	
合計	689,952	700,687		
【支出の部】		単位：円)		
科目	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額	備考	
事務費	44,021	20,000	資料印刷代、案内等郵送料、事務消耗品費等	
会議費	14,032	20,000	理事会 総会 役員会等	
事業費	438,212	545,000	※内訳は下部にて報告	
予備費(繰越)	193,687	115,687		
合計	689,952	700,687		
＜事業費の内訳＞		単位：円)		
部会	事業	令和2年度 決算額	令和3年度 予算額	備考
育成活動部会	みまもり	52,091	20,000	パトロール 10,000円、啓発パンフ制作 10,000円
	あいさつ	6,764	-	みまもり事業にて予算計上
	すこやかセミナー	10,000	40,000	講師費用 20,000円(自主)、10,000円(共催)、事務費用 10,000円
	団体補助	10,000	70,000	BBS寺子屋教室等、地域団体への活動費助成
	わんぱく協働合校	82,344	165,000	志津まち探検 55,000円、宿泊体験 60,000円、ふれあい広場 40,000円、事務費用 10,000円
	志津こども 安心プロジェクト	-	100,000	あんしん行灯の制作および配布 80,000円、事務費用 20,000円
広報部会	WEBサイト運営	165,352	50,000	WEBサイト運営および配信
	わんぱく発行	111,661	100,000	広報紙「わんぱく」の発行(2回/年)
合計		438,212	545,000	

青少年育成志津地区民会議 令和3年度 予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本部	・本部会 ・理事会 4/17	・本部会 ・総会 5/15	・本部会	・本部会	・本部会	・本部会	・本部会	・本部会	・本部会	・本部会	・本部会	・本部会
市民会議	・総会 4/11			草津市青少年の 主張発表大会				草津市青少年 育成大会				
広報部会		・部会会議	・部会会議					・部会会議				
				わんぱく発行 (67号)					わんぱく発行 (68号)			
	Webサイト SNS常時更新											
育成活動部会		・部会会議		AKARI プロジェクト				ふれあい広場	あいさつ運動 啓発作品 学区内表彰			
			志津まち探検 (わんぱく 協働各校)		体験宿泊 (わんぱく 協働各校)			ふれあい広場 ブース出店 (わんぱく 協働各校)			志津まち探検 (わんぱく 協働各校)	
					地域みまもり 活動強化月間						地域みまもり 活動強化月間	セミナー事業
		あいさつ 運動推進										

【第5号議案】育成活動団体助成金に関する規約追加（案）について

<規約追加の趣旨>

青少年育成志津地区民会議の目的として「青少年問題のもつ重要性に鑑み、広く地区民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図ること」を掲げています。

しかしながら「青少年の健全な育成」とは本地区民会議の活動のみが担うものではなく、地域の各種団体においてもそれぞれの目的と活動の中で青少年の育成に資する取り組みが行われています。

そのような団体や活動に対し、青少年育成志津地区民会議からの支援を行うことでより広く「地域をあげた活動」へ繋がるものと考えます。

これらの理由により各団体からの申請を基にする「育成活動団体助成」を事業の一つとすることを目的とした規約を追加したいと考えます。

<規約追加案>

◆現規約 第3条（事業）に（5）項として以下を追加する。

（5）青少年育成に資する団体または活動への助成事業。

◆（5）項の細則として以下を追加する。

細則 1.次に掲げる者に対して助成金を交付することができる。

学齢期にある児童、生徒を主たる構成員とする文化・スポーツ・地域サロン等の団体、又は類似の活動を行う集まりであり、青少年の健全な育成を目的の一つとするもの

細則 2. 助成は交付を希望する団体または活動からの申請を基にする。

細則 3. 申請は志津地区民会議が定める様式(青少年育成志津地区民会議助成金申請書)により申請する。

細則 4. 提出された申請書により青少年育成志津地区民会議内、本部会議において審議を行い、助成の可否および助成額を決定する。

細則 5. 新たに補助金の交付を希望する団体、活動等がある場合、相手方からの申請を基に助成の可否および助成額を決定する。

細則 6. 助成金を交付する際は、対象団体に対し当該助成の属する会計年度の決算を本会議あてに報告させることとする。

細則 7. 対象団体の会計決算において当該助成に対する余剰が発生した際は属する会計年度内に返還を求めることとする。

◆現規約（附則）に以下を追加する。

令和3年5月15日一部追加。（第三条）に5項追加。5項に細則1～7追加。

草津市青少年育成志津地区民会議規約（追加案）

（名称および事務所）

第1条 この会は草津市青少年育成志津地区民会議といい、事務所を志津まちづくりセンター内におく。

（目的）

第2条 この会議は、青少年問題のもつ重要性に鑑み、広く地区民の総意を結集し、県および市の施策と呼応して、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 この会議は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）健全な青少年団体の育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための活動。
- （2）家庭教育・学校教育・社会教育の連携強化（地域協働合校の円滑な推進）を図るための活動。
- （3）青少年指導者の育成、青少年育成のための調査研究・情報の収集提供活動。
- （4）その他この会議の目的を達成するために必要な活動。

（5）青少年育成に資する団体または活動への助成事業。

細則 1. 次に掲げる者に対して助成金を交付することができる。

学齢期にある児童、生徒を主たる構成員とする文化・スポーツ・地域サロン等の団体、又は類似の活動を行う集まりであり、青少年の健全な育成を目的の一つとするもの。

細則 2. 助成は交付を希望する団体または活動からの申請を基にする。

細則 3. 申請は志津地区民会議が定める様式

（青少年育成志津地区民会議助成金申請書）により申請する。

細則 4. 提出された申請書により青少年育成志津地区民会議内、本部会議において審議を行い、助成の可否および助成額を決定する。

細則 5. 新たに補助金の交付を希望する団体、活動等がある場合、相手方からの申請を基に助成の可否および助成額を決定する。

細則 6. 助成金を交付する際は、対象団体に対し当該助成の属する会計年度の決算を本会議あてに報告させることとする。

細則 7. 対象団体の会計決算において当該助成に対する余剰が発生した際は属する会計年度内に返還を求めることとする。

（組織）

第4条 この会議の目的に賛同する団体並びに個人をもって構成する。

(役員)

第5条 この会議に次の役員を置く。その任期は2年とし再任を妨げない。また、任期中に交代する場合、前任者の残任期間とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 40名以内
- (4) 事務局長 1名・次長 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 この会議の役員は理事会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 この会議の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長はこの会議を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事はこの会議の重要事項を審議し、会議の運営にあたる。
- (4) 事務局長はこの会議の一切の事務並びに会計を司る。
事務局次長は予め定められた事項を分担し事務局の円滑な運営に努める。
- (5) 監事はこの会議の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(名誉役員)

第8条 この会議に名誉役員として顧問、相談役等をおくことができる。理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第9条 この会議に次の会議をおき会長が招集して開催する。

- (1) 総会 [年間事業計画・予算並びに事業報告・決算事項の議決]
{但し、緊急なときは理事会をもって、総会に代えることができる}
- (2) 理事会 [重要事項の審議、決定]
- (3) この会議に部会を設置して事業の円滑な推進を図ることができる。部会の設置並びに部会員の選出は会長が委嘱する。

(会計)

第10条 この会議の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第11条 この会議の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約の改正)

第12条 この会議の規約は総会において出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

(施行細則)

第13条 この会議の施行について必要な細則は会長が別にこれを定める。

(施行期日)

第14条 この会議の規約は平成26年5月17日から施行する。

(付 則)

平成26年5月17日一部改正。

平成30年5月29日一部改正。

令和 3年5月15日一部追加。(第三条)に5項追加。5項に細則1～7追加。

【参考】

この会議の規約は昭和55年4月1日施行され、この間(21年間)9回に亘り一部改正された現行規約は全面的に改正を行い、組織体制と事業推進の在り方を見直したものである。